

第2次豊川市観光振興推進計画策定業務委託仕様書

1. 業務の名称

第2次豊川市観光振興推進計画策定業務委託

2. 業務の目的

本市の観光計画の指針である豊川市観光振興推進計画（令和4年3月策定、以下「現行計画」という。）の計画期間が令和8年度で満了することから、多様化する社会情勢や本市を取り巻く環境の変化及び課題等踏まえ、第2次豊川市観光振興推進計画（以下「次期計画」という。）を策定しようとするものです。

策定にあたっては、中期的な施策のため、その根拠となる各種基礎調査の実施、第2次豊川市観光振興推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）の運営支援などを行う。さらに、実施した基礎調査の結果から、現状・課題の把握とそれらの解決の方向性を検討し、将来像を含めた策定をする。なお、次期計画は令和9年度から運用開始とし、計画期間を10カ年とする。

3. 業務の期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

4. 業務の内容

（1）本計画の策定に係る業務

① 委員の紹介

委員1名を提案すること。提案する委員については委員長を務めることができる学識のある大学教授またはそれに類するものを提案すること。なお、市からの委員謝礼については、豊川市特別職の職員で非常勤のものの報酬額及び費用弁償額並びにその支給に関する条例により支払うものとする。

② 業務実施計画の作成

業務実施に先立ち、方針、内容、工程等について発注者と協議し、業務実施計画を作成する。

③ 打合せの実施・報告書の作成

業務の進捗状況等を確認するため、適宜打合せを実施すること。また、打合せの内容については報告書を作成、提出すること。

④ 基礎調査の実施及び分析

- ア 本市の観光を訴求すべきターゲットを明らかにし、ターゲットの来訪を促す地域資源等の情報を収集、整理し、現行計画の遂行における現状の把握及び検証分析を踏まえた検討資料を提出する。次期計画策定に必要なサンプル数、質問項目、調査方法は受託者の提案による。
- イ 既存の各種調査結果や本業務で実施する調査を通じて、比較した本市の観光における魅力を把握、分析する。
- ウ 旅行者の消費動向・嗜好・知名度など観光ニーズの調査、分析して検討資料を提出する。
- エ 全国の先進的な交流人口を高めている事例を調査し、本市に活かせる取組みを整理及び分析して検討資料を提出する。
- ⑤ 調査の分析結果に基づく地域資源等を活用した観光戦略プランの策定各種調査結果を踏まえ、現行計画の遂行における検証分析及び本市の観光が目指すべきビジョンを示し、実現に向けた戦略及び具体的なアクションプランを策定する。
- ⑥ 委員会及び府内部会の運営補助等
受託者は事務局の一員として、委員会及び府内部会の運営（各4回程度）に係る運営補助及び議題の提案・会議資料・会議録の作成等を行う。
- ⑦ 計画書の作成（素案、原案及び最終案）
③及び④を踏まえ次期計画の素案等を作成すること。
- ⑧ 市議会対応補助
令和8年12月実施の市議会への説明資料作成等を行うこと。
- ⑨ パブリックコメント対応補助
令和8年12月実施予定のパブリックコメントにおける次期計画案のテキスト版作成及び意見への回答案作成等を行う。
- ⑩ 上記の業務以外に必要と思われる業務等があれば提案すること。

（2）本計画の策定に付随する業務

経済効果の把握手法に係る業務

令和8年11月に実施される豊川稲荷午年開帳への来訪者による経済効果をモデル化し、その結果を令和12年大開帳に向けた事業策定へ活用するとともに、継続的な効果測定を可能とする手法を提案する。

5. 本計画書の策定

前述の4（1）及び（2）の結果等を踏まえ、次のとおり計画を作成する。

- （1）現行計画を踏まえ、さらなる観光振興を推進する構成内容を策定する。
- （2）本市の観光が目指すべき方向及び実現に向けた戦略を具体的に示す。
- （3）次期計画期間における成果指標を継続して計測できる手法を用いて示す。

- (4) その他、委員会において必要と判断された内容及び計画策定において必要と思われる内容を検証して策定する。

6. 主な業務スケジュール

時期	内容
5月上旬	第1回委員会
9月上旬	第2回委員会
10月下旬	次期計画原案完成
11月上旬	第3回委員会
12月下旬	パブリックコメント募集開始
1月下旬	パブリックコメント意見回答
2月上旬	第4回委員会
3月下旬	次期計画公表

本スケジュールを踏まえた策定スケジュールを提案すること。なお、スケジュールは現時点での予定であり、変更がある場合、柔軟に対応すること。

7. 成果品

- (1) 業務委託報告書（電子データ）
- (2) 第2次豊川市観光振興推進計画書 40部（A4版製本、カラー）
- (3) 第2次豊川市観光振興推進計画書 概要版 50部（A4版、カラー）
- (4) 上記計画書のPDFデータ
- (5) 各種引用データ及び集計データ資料 一式
- (6) 上記の電子データ（DVD等） 一式

8. その他

- (1) 委託業者決定後、発注者との協議により内容を変更して契約することがある。
- (2) この業務に関して収集された情報、版権及び著作権は、発注者に帰属するものとする。
- (3) 本業務の遂行上、必要な資料は原則として受託者が収集するものであるが、発注者が保有しているもので業務の遂行に必要な資料は貸与する。貸与を受けた資料については、受託者がそのリストを作成して発注者に都度提出し、業務完了と共に速やかに返納すること。
- (4) 受託者は、本業務で知り得たすべての事項について、第三者に漏らしてはならない。また、受託者は中立性を厳守し本業務の実施に努めなければ

ならない。

- (5) 受託者は、業務の遂行において、協議内容を確認するため、打合せの都度議事録を打合せから5営業日以内に提出し、発注者の承認を得るものとする。
- (6) 受託者は、この仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、発注者と速やかに協議し、発注者の指示に従うこと。